

高萩市統計協会 功労者表彰

5月23日(水)に高萩市の統計功労者への表彰式が行われ、柴田誠さん(島名)が市長表彰を、池田猛さん(東本町)が統計協会会長表彰を受賞されました。お二人は永年、国勢調査など各種統計調査に従事され、現在も引き続き、統計調査員としてご活躍されています。

高萩市統計協会総会



統計協会総会にて表彰を受けた柴田さん(左)と池田さん(右)

まちづくりのご意見やご要望を 市長が直接伺います。 第2回 ようこそ市長室へ



高萩市のまちづくりについて、市長と直接意見交換ができます。この機会にあなたの提案を市長に伝えてみませんか。

日 時	8月20日(月) 13時30分から 1組目13時30分～ 2組目14時30分～ 3組目15時30分～ (1組45分以内)
対 象 者	市民または市民が組織する団体など
受付組数	3組(1組の人数は最大6人)申込多数の場合は抽選となります(抽選の結果は、後日申込者全員にご連絡いたします)
申込受付	7月23日(月)～27日(金)の午前8時30分から午後5時までに電話でお申し込みください

※申込時に氏名や人数、お話したい内容などをお聞きます。個人的な要望・相談・苦情・宗教に関する意見、その他懇談にふさわしくないと判断されるときはお断りさせていただく場合があります。

■ 申込み・問合せ 企画広報課 ☎23-2118

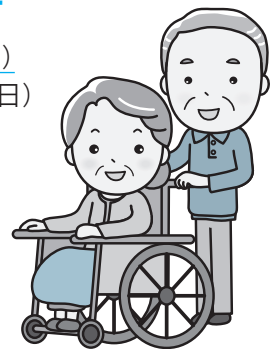
後期高齢者医療制度からのお知らせ

※後期高齢者医療制度対象者・・・75歳以上の人と65～74歳で一定の障害があり制度に加入している人

●後期高齢者医療被保険者証を7月下旬に簡易書留で郵送します

(後期高齢者医療制度に加入されている人の保険証は、毎年8月1日に更新します)
新しい保険証が届きましたら、現在お使いの保険証(有効期限：平成30年7月31日)は、ご自身で裁断し破棄してください。

また、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちで、判定により引き続き該当になる人については、新しい減額認定証を同封します。



●自己負担割合(1割または3割)の判定について

医療費の自己負担割合は、かかった費用の1割(現役並み所得者は3割)です。自己負担割合は、前年度の所得が確定した後に、毎年8月1日に見直します。

判 定 基 準			負担割合
同一世帯の後期高齢者医療被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる人			3 割
※ただし、同一世帯の後期高齢者医療被保険者の収入の合計額が、次のとおり基準額未満の人は、申請により「1割」に変更			3割→1割 (申請により)
基準額	1人世帯	383万円未満	
	2人以上世帯	520万円未満	
同一世帯に、課税所得が145万円以上の後期高齢者医療被保険者がいない人			1 割

●限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯全員が住民税非課税の人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

医療機関を受診する時(ただし、柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージの施術等は除く)に保険証と一緒に窓口に提示すると、一部負担金や入院時の食事代が減額されます。保険証と印鑑を持参し、保険医療課で申請してください。有効期限は、毎年7月31日です。

■ 申請・問合せ 保険医療課 ☎23-2117